

空き家の管理、解体について

少子高齢化、人口減少が進む昨今、管理されなくなった空き家が全国的な社会問題となっています。平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、国、北海道、市町村が連携して総合的な空き家対策に取り組むこととされています。

町内では現在、家屋や倉庫、厩舎などの空き家が180棟ほど確認され、そのうち、約半分が屋根や壁の破損等の注意が必要な空き家です。

空き家は所有者の責任において管理することが求められます



空き家になる事情は様々あります

- 親が亡くなり実家が空き家になった。
- 手入れが負担になり戸建からマンション、アパートに引っ越した。
- 独り暮らしをしていたが、高齢になり施設に入った。
- 高齢となった両親が子どもの家で同居することになった。 など・・・



空き家は適切に管理しないといろいろなリスクが発生します

- 建物が劣化し、強風により屋根や外壁材などが落下・飛散する。
- 積雪等により倒壊する。
- ゴミが投棄されたり放置される。
- 野良猫や野生動物が住みつく。
- 景観に悪影響を与える。
- 屋根の飛散や落下物により通行人がけがをしたら、損害賠償を支払うことになるケースもあります。 など・・・



空き家の解体を検討されている方へ

新冠町危険空家等除却補助金（平成30年4月1日施行）

補助額・危険空家等の除却にかかる費用の2分の1以内、限度額50万円

要件・新冠町空き家台帳に登録されていること

- ・危険度判定B又はCのもの
- ・解体は建築工事業、土木工事業の許可を受けている町内の事業所に請負わせること（自力での解体は対象外）
- ・新冠町の町税等を滞納していないこと など

※予算には限りがありますので、解体を計画されている方は令和5年10月31日までに下記お問合せ先までご相談下さい。

お問合せ先

町民生活課町民生活グループ環境衛生係

電話番号 0146-47-2112（直通） FAX 0146-47-2496